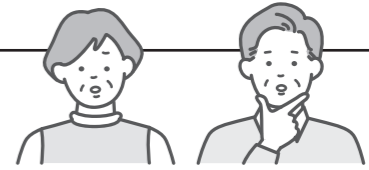


# 和泉市 高齢者支援サービスパンフレット



お住まいの地域の地域包括支援センターは裏表紙でご確認ください。

## 1 相談窓口

### ① 地域包括支援センター

保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の保健や福祉の専門職が、高齢者や家族の立場に立って相談を受け、介護保険・福祉・健康などの必要なサービスが受けられるよう支援します。

#### お気軽にご相談ください

- 介護保険や市の福祉サービスの相談・申請
- 介護や介護予防の相談
- 健康についての相談
- 交流の場に参加したい

認知症についても  
ご相談ください。

#### あなたの権利を守ります

- 消費者被害の防止
- 成年後見制度の普及・啓発・活用
- 高齢者虐待の防止・啓発・相談・対応
- 財産管理や契約の相談

#### 介護予防の支援を行います

- 事業対象者または要支援と認定された方の介護予防ケアプランの作成

#### ネットワークづくり

- 住み慣れた地域で安心して暮らすために、医療機関・介護サービス事業者・行政など様々な機関とのネットワークの構築

自治会・老人クラブ等、  
地域の活動も支援しています。

各窓口の相談は無料です。ご本人のほかご家族や地域の方も、お気軽にご相談ください。

### ② 安心して暮らしてつづけるための相談先

在宅で療養するときには、様々な疑問や不安があります。ひとりで悩まずご相談ください。各種制度の手続き方法や利用できるサービスをご紹介しますなど、在宅療養生活を支援します。

#### かかりつけ医案内制度

かかりつけ医のいない方に、医療機関を案内します。通院困難な方には往診可能な医療機関を案内します。

【問】和泉市医師会 41-6558

#### かかりつけ歯科医案内制度

かかりつけ歯科医のいない方に、医療機関を案内します。通院困難な方には往診可能な歯科医院を案内します。

【問】和泉市歯科医師会 45-1180

#### かかりつけ薬剤師案内制度

居宅に訪問可能な保険薬局を紹介し居宅療養薬剤管理指導（医師や歯科医師の指示を受けて利用者の自宅を訪問し、薬に関する管理や指導を行う）を行います。介護保険や在宅介護に関する総合的な相談にも応じます。

【問】和泉市薬剤師会 46-6888

#### 地域リハビリテーションの相談

障がいがあっても、住み慣れたところで生活を送れるよう、リハビリテーションに関する相談を広く受け付けています。

【問】泉州地域リハビリテーション地域支援センター 43-1234（府中病院内）

#### 訪問看護に関する相談

訪問看護のできることや、在宅療養でのお世話の仕方など、様々な相談に応じます。

【問】各訪問看護ステーション \*事業所が分からない場合は高齢介護室へおたずねください。



## 地域包括支援センターは和泉市内に4ヶ所あります。

ピオラ和泉  
地域包括支援センター  
和気町三丁目4番24号  
電話:46-0463

和泉市社会福祉協議会  
地域包括支援センター  
幸二丁目5番16号  
電話:40-5377

※伯太町四丁目は和泉市社会福祉協議会  
地域包括支援センターになります。

光明荘  
地域包括支援センター  
伏屋町三丁目8番1号  
電話:56-1886

※寺田町は光明荘地域包括支援センターに  
なります。

※室堂町は一部、  
貴生会地域包括支援センターと  
光明荘地域包括支援センターに区分されます。

貴生会  
地域包括支援センター  
納花町330番地の1  
電話:58-7002

名称	担当中学校区
和泉市社会福祉協議会 地域包括支援センター	信太・富秋 伯太町四丁目含む
ピオラ和泉 地域包括支援センター	和泉・郷荘
光明荘 地域包括支援センター	北池田・石尾 寺田町含む
貴生会 地域包括支援センター	光明台・南池田 槇尾・南松尾はつが野


※地域包括支援センターの担当区域は、  
中学校区を基本に町単位で区分しています。



和泉市 高齢介護室 高齢支援担当 和泉市府中町二丁目7番5号  
電話 0725-41-1551(代表) 0725-99-8132(直通) FAX 0725-40-3441

令和8年6月発行

## 2 和泉市高齢者福祉サービス

 詳しくは市高齢介護室まで  
お問合せください。

サービス名	対象者	内容
①緊急通報 装置の貸与 <b>(市)(保)(包)</b>	65歳以上の高齢者世帯または高齢者と重度身体障がい者世帯と、いずれかの 昼間独居世帯。 	緊急時にボタンを押すだけで24時間体制の警備会社に通報できる装置の貸与。デジタル回線も一部設置可能。生計中心者の課税状況により無料から2,950円まで月額費用負担がかかります。
②紙おむつの 給付 <b>(市)(包)</b>	以下のいずれにも当てはまる方。 ●在宅で常時おむつが必要な65歳以上の方 ●生活保護を受けていない市・府民税が非課税の方 ●要介護3以上の方	世帯員の市・府民税課税状況により1ヶ月に限度額5,000円または7,000円の給付券を申請月の翌月より給付。(要介護3の人は所定の「医師意見書」が必要です。 <b>(市)(包)</b> に書類があります。)
③訪問理美容 サービス <b>(市)(保)(包)</b>	65歳以上でねたきり等の理由で一般の理美容サービスを利用することが困難な高齢者。	申請月に応じて年1～4回まで利用できる利用券を給付。 利用料負担額: 1回2,500円(調髪料相当)
④介護予防 住まい改修 <b>(市)</b>	在宅生活で、「お元気チェック」の結果、介護予防が必要な65歳以上の高齢者。(介護保険の認定を受けている人、申請予定の人、過去に本事業や介護保険の住宅改修を受けた人は除く)	家庭での事故を防止するための簡易な住まい改修に助成金を交付。改修費の9割(上限45,000円)を補助。(申請、工事完了には期限があります。)工事は和泉市登録業者に限ります。

### ①～④の高齢者福祉サービスを利用するには…

申請する

申請用紙に必要事項を記入のうえ、市役所高齢介護室へ提出してください。  
【各種申請用紙の設置場所】上表の「サービス名」に記号で記入しています。

**(市)**→市役所高齢介護室、**(保)**→保健福祉センター(シティプラザ)、**(包)**→地域包括支援センター  
(市役所から郵送での送付や一部市ホームページからもダウンロードできます。)

書類審査又は訪問  
調査もしくは両方

なお、申請後に地区の地域包括支援センターから訪問調査に係る日程調整の連絡が入る場合があります。訪問調査後、市役所にて申請書及び調査書を書類審査します。要支援・要介護認定をお持ちの方は、介護認定の調査書を元に書類審査する場合があります。内容が適正と判断されればサービスの利用が決定し、市役所より決定通知が届きます。

利用の可否を通知

64歳以下の障がい者の方は障がい福祉課で審査があります。

## 3 街かどデイハウス

住民参加による柔軟できめ細やかなサービスを地域の高齢者に提供し、あたたかいふれあいの場をつくれます。介護予防・認知症予防についても取り組んでいます。

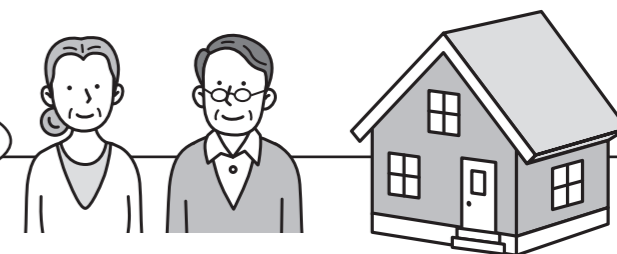
施設名	所在地	電話番号
トンボ・チャンス・マダン	幸二丁目10番16号	41-2352
杉の子	黒鳥町一丁目5番56号	45-7257
こころの家	下宮町234番地	92-1657
このゆびとまれ	伏屋町四丁目3番6号	57-4165

### 【対象】

65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定審査において、非該当と認定された方、未申請の方、要介護認定で要支援1・2と認定されているが介護保険サービス未利用の方。

送迎・昼食費等は、各施設にお問合せください。

いきいきいずみ体操や  
手芸、歌なども行っています!



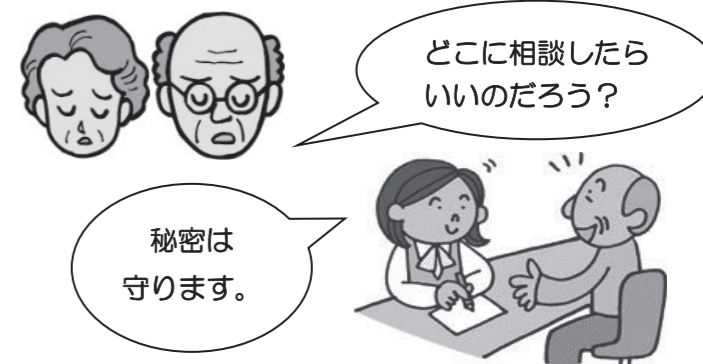
## 4 権利擁護の取り組み

## 高齢者虐待を防止するために

地域には必要な支援を受けることができず、人権、生活、健康などが守られていない高齢者がいます。下記のような例は、高齢者への虐待であり、本人の権利が侵害されている状態です。

### 【例】

- 必要な介護や医療を受けられていない
- 高齢者を叱りつけたり無視したりする
- 叩いたり、蹴られたりしている
- 勝手に年金などを使われている
- 劣悪な環境で放置されている
- 性的な行為を迫られている 等



どこに相談したら  
いいのだろう?

秘密は  
守ります。

高齢者虐待は介護負担、認知症、病気などさまざまな原因で発生する場合があります。養護者が精神的な問題を抱えていることで虐待につながる場合もあります。大きな問題が発生する前に支援するためには、地域住民の皆様からの情報提供が必要不可欠です。まずは相談してください。あなたの勇気ある行動が高齢者虐待の防止につながります。

○虐待の「おそれ」があると感じた段階でご相談ください。「虐待である」という証拠は必要ありません。

○ご相談をいただいた方のお名前が相手方に伝わることはありません。和泉市高齢介護室や地域包括支援センターの職員は、誰からの相談があったのか分からないように対応します。

該当するものがいくつありますか?

- 階段を手すりや壁をつたわずに上がるのはしんどい
- イスからの立ち上がりは、何かにつかまらないとしんどい
- 15分くらい続けて歩けない
- この1年間に転んだことがある
- 転倒への不安を感じることもある

加齢による心身の衰えが原因となっていることがあります。



3つ以上該当の方

3か月かけて「しっかり改善」コース くらしの中で心身機能アップのコツを学びましょう!

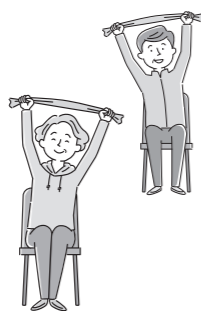
運動・口腔・栄養について、あなたに合ったプランを立てて、専門職が集中的に支援します。

介護予防・生活支援サービスを利用して、心身機能の低下を予防!

教室参加型

はつらつ! 教室

生活行為の充実と向上を目指し、専門職と一緒にプログラムを3か月間実施します。



家庭訪問型

専門職がお宅に訪問し、自分に合った介護予防の取組メニューを作り、3か月間介護予防に取り組みます。



ご利用頂くためには、要支援1または要支援2であるか、「基本チェックリスト」による判定で「総合事業対象者」となる必要があります。詳しくは、高齢介護室高齢支援担当または地域包括支援センター(8ページ参照)へおたずねください。

- \* 地域包括支援センターの担当者がお自宅にて、詳しくご説明します。まずは、お電話ください。
- \* 要支援1・要支援2の方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

コラム

地域のボランティアによる支援(おたがいさまサポーター事業)

【内容】 日常のちょっとした困りごとを助け合う、地域のボランティア(おたがいさまサポーター)によるサービス。ごみ出し支援や買物代行等が受けられます。

【対象】 見守りと支援が必要な65歳以上の方で、一人暮らし、または、高齢者のみの世帯で、要介護1、要支援1・2の方、総合事業対象者。

【サービス】 外出応援活動(外出の付き添い支援)、買物代行、ごみ出し支援、花壇の手入れ、図書館の本の貸し出し代行、あつたか訪問(訪問による見守り)。



サポーター登録はこちらから

0~2つ該当の方

1か月で学べる介護予防「きっかけづくり」コース 【対象】 65歳以上の高齢者

ずっと現役! 足腰づくり教室

骨・関節・筋肉などの運動機能を中心に身体を動かしながら介護予防のポイントを学びます。



【4回/1コース】

みんなで楽しく!脳活教室  
個別でじっくり!脳活教室

認知症予防のための生活習慣や脳トレーニングなど、認知機能を活性化しながら学びます。



認知機能  
チェック付  
【4回/  
1コース】

今日からできる! 暮らしの健康教室

歯科・栄養・運動の多方面から「生活」を見直してみませんか? 栄養士・歯科衛生士から食事のポイントを学びます。



【3回/1コース】

市内各所の施設で開催しています。詳しくは広報いずみや市ホームページをご覧ください。高齢介護室高齢支援担当へおたずねください。

「地域出張型」コース

団体

地域でピンピン! 健康教室

おおむね60歳以上の地域の団体(約10名以上)へ市のリハビリ専門講師を派遣し介護予防に関する講話・運動を行います。



個人

お達者訪問

市のリハビリ専門職がご自宅に訪問し、体の動きや歩行状態などを確認し、より元気になれる方法を一緒に考え、ご提案します。



コラム

「いきいきいずみ体操」をはじめませんか? いくつになっても「自分のことは自分でできる」ための体力づくり

いきいきいずみ体操ってどんな体操?

おもりを手首や足首につけて、座って行う筋力運動です。体操は週に1~2回行います。

いきいきいずみ体操を続けるとどんな効果があるの?

- 肩の痛みが取れた
- 外出に前向きになった。(実際の参加者の声です。)

いきいきいずみ体操に興味のある方

おおむね10名以上のグループができればスタッフが地域に出向きご説明させていただきます。(平日9時~17時) 詳しくは、各地域包括支援センターまたは高齢介護室高齢支援担当までお問い合わせください。



## 6 認知症の取り組み

## 認知症になっても安心

### ① 認知症ケアパス

認知症への不安を少しでも軽くし、安心して生活を続けるための情報を一冊にまとめました。認知症の状態に合わせて利用できるサービスや相談窓口を掲載しています。



配布場所：  
高齢介護室・  
各地域包括支援センター

### ② 和泉オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場としての和泉オレンジカフェを開催しています。

- 【開催日】1回/月～1回/週程度
- 【場所】市内15カ所
- 【申込み】開催施設へ直接申し込み（下表参照）
- 【費用】飲食代が必要な場合は実費を頂戴します。
- 【内容】家族で介護する不安や悩みの共有や共感  
認知症の本人が話し合ったり  
趣味活動を楽しむ場  
認知症のことや接し方などの相談  
介護サービスの利用の仕方などの相談  
認知症パートナー・認知症サポーターの活動の場

所在	施設名・開催場所	電話番号
上町	エクウス	43-2010
池上町	いずみ池上の里	45-1555
府中町	サニーヴィラ	45-4565
和気町	ビオラ和泉	46-0470
箕形町	和泉中央病院	54-1380
伏屋町	光明荘	56-1882
いぶき野	ファミリーユ	56-2222
のぞみ野	福祉センターのぞみ野	50-6866
のぞみ野	コムフォンテ咲花	55-5551
内田町	FLORA	51-1133
納花町	貴生会地域包括支援センター	58-7002
下宮町	ひかりの園	92-3388
下宮町	友の里	92-2088
浦田町	コミュニティカフェ 和	39-2105(和か葉)
市内各所	ふらっとカフェ	99-8132

※一時中止しているカフェもありますので事前に開催有無の確認をお願いします。

### ③ 認知症高齢者等 SOSおかえりネットワークのご案内

“認知症になっても地域で安心して暮らせるまち和泉”をめざして認知症の高齢者の方は、外出した際に自分がどこにいるのか分からなくなったり、家に戻れなくなったりすることがあります。そのような方が、行方不明になったときに、特徴などをメールで情報配信し、地域ぐるみで早期発見するしくみです。

認知症等で行方不明になる心配のある方へ  
～勇気をだして事前登録を～

- 【対象】和泉市在住のおおむね40歳以上の方
- 【登録方法】「事前登録書」によりあらかじめ市に必要な情報を登録します。
- 【費用】無料

～あなたの気付きで「救える命」がある～  
見守りに協力して下さる方は、「おかえりネット協力者」になって、メール受信登録にご協力をお願いします。

登録の際は、下記の登録用アドレスに空メールを送信してください。  
okaeri-net@safe.city.izumi.osaka.jp



### ④ 認知症高齢者等安全確保事業 1) GPS端末機の貸与 2) 見守りグッズの配布

【対象】おおむね40歳以上で認知症等により行方不明になる不安のある方(利用には「③SOSおかえりネットワーク」の事前登録が必要です。)

- 【内容】  
1) GPS端末機の貸与:対象者が行方不明となった場合に位置確認ができる端末を貸与。利用料:月額基本料の費用負担あり。  
2) 見守りグッズの配布:ネームカード・かかと用反射材(シール)等を無料で配布。



## して暮らしつづけるために



和泉市ホームページ  
認知症ほっとあんしんページ

### ⑤ 医師によるもの忘れ相談会

- 「最近忘れっぽくなった」「以前できていた事ができなくなった」など不安や悩みはありませんか?ご本人も家族もひとりで悩まないでください。**ひとりぼっちではありません。**和泉市の認知症サポート医などが不安や悩みに応じます。
- 【対象】もの忘れが気になる家族をお持ちの方、もしかしたら認知症?と心配されている方
- 【費用】無料
- 【定員】3名程度(予約制)
- 【日時】年10回(詳細は高齢介護室へお問合せください)
- 【場所】各和泉オレンジカフェ



### ⑥ 認知症サポーター養成講座

- “認知症になっても地域で安心して暮らせるまち和泉”を目指して、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。皆さんも、安心して暮らせるまちづくりを始めてみませんか?
- 【対象】市内在住・在勤・在学のおおむね10名以上の団体やグループ
- 【開催時間】平日9時～17時(土日祝日・夜間の派遣は要相談)
- 【開催場所】地域の会館など(受講する団体で確保してください)
- 【講師】和泉市認知症キャラバン・メイト
- 【費用】無料
- 【講義内容】認知症の正しい理解、認知症の人に接する際のポイントなど

※詳細については高齢介護室へお問合せください。  
**認知症サポーターとは・・・**  
認知症を正しく理解し、偏見を持たない姿勢を身近な人(家族や友人など)に伝えたり、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者、自分なりにできる範囲でお手伝いする人です。



## 7 在宅療養の取り組み

### ① 元気なうちに知っ得講座

講座内容(1講座60分程度)
1 かかりつけ医師について
2 かかりつけ歯科医師について
3 かかりつけ薬剤師について
4 訪問看護について
5 介護保険について
6 リハビリテーションについて
7 病院の仕組みについて
8 人生会議について<入門編>
9 人生会議について<実践編>

地元の専門職が地域へ出向き、在宅医療・介護のサービスや疑問についての講話を行います。「かかりつけ医」をもつことなど安心な生活につながる情報を知って、いざという時に他人任せではなく、自らの意思で選択していけるように学んでみませんか?

- 【対象】高齢者を中心としたおおむね10名以上の団体
- 【場所】会場の手配や当日の進行などは申込み団体で準備
- 【日時】平日の10時～16時(同日複数回は不可)
- 【申込】左記から希望講座番号を選び、高齢介護室へご相談ください。※原則2ヶ月前までに連絡ください。後日、申請者に決定通知書が届き、講座の打合せを開始。(都合によりご希望に添えない場合もあります。)



### ② 在宅要介護者訪問歯科健康診査

- 【対象】65歳以上の在宅生活の要介護状態の者で、歯科医院に通院できない方
- 【内容】歯科医師が訪問し、虫歯や歯周疾患の有無、義歯調整の必要性、歯科治療の必要性などを健診。
- 【費用】無料(先着順で受付のため、定員に到達した場合は受付を停止します。)